

【基本目標1】

1-1	<p>現業部門以外の組織の取組(意識)が生温い感がある。</p> <p>相談窓口設置に至っていない(子ども未来部)は、早急に検討してほしいと思う。市民は、いざ問題を抱えた時に、本当にどこに安心して相談すれば良いのか分からない。</p> <p>企画部の今後の「縮減」とは、どういう意味でしょうか？</p> <p>子ども未来部の「対策・改善」で“相談員等の知識・スキルの向上に努める”とありますが、手段が明示されていません。同様に社協の地域支援係・地域福祉係の実績においても“スキルアップのための各種研修会への参加”とありますが、具体的にどのような研修に何回・何人参加したかが明示されていません。また、同じ社協の生活支援係の「成果・課題」で“本会で言う相談については周知することができた”とありますが、エビデンス(根拠)が不明です。目標を達成するための具体的な手段や成果を示す根拠は評価を下すうえで重要なファクターになりますので、今後の進め方として一考願います。</p> <p>1-1-(1) 行政：企画部、総務部</p> <p>企画部、総務部の自己評価は未実施、実績なしでD評価としているが、那須塩原市新庁舎建設基本計画（以下、「基本計画」）の内容から、総合的な相談窓口の認識が、地域福祉計画・地域活動計画（以下、「本計画」）で求めている内容と違うのではとの疑問が生じる。「基本計画」の中では、総合案内窓口が記載されているのみで総合的な相談窓口の記載はない。また、総合的な相談窓口の設置が基本計画で提案され、検討された記録が確認できなかった。さらに、「基本計画」では市民の相談窓口は「プライバシーへの配慮を図るため仕切りを設けた窓口カウンターを設置し」、「個別の相談スペースを適切に配置し、市民が安心して相談できる環境を整備する」とあり、一般的な相談窓口のプライバシー保護、設置環境への配慮に他ならない。これらのことから判断すると、総合的な相談窓口の設置に関してはそもそも「基本計画」に盛り込まれていない。総合的な相談窓口は総合案内窓口とは別のものである。今後は、まず総合的な相談窓口の共通認識を持つため「本計画」推進の関係課と総合的な相談窓口のあり方（ソフト）を協議し、総合相談窓口に必要な体制（ソフト）と相談場所（ハード）の設置実現に向けて取組を強化することを求める。</p>
-----	---

1-1-(1) 行政：保健福祉部

保健福祉部は、今後の取組の具体策（年度予定）「総合的な相談窓口のあり方を検討し、総合窓口の設置を目指す」に対して自己評価の「成果・課題」に「総合的な相談窓口の検討について、新庁舎建設に伴う組織の見直し後でないとは着手できない」とあるが、総合的な相談窓口のあり方が明確にならないと体制（人材）も決まらない。どのような体制が必要か分からないまま組織は組めない。新庁舎建設に伴う組織の見直しの前に検討すべきことではないのか。早急に総合的な相談窓口のあり方を検討し、新庁舎建設基本計画に総合的な相談窓口を盛り込むことから取り組むことを求める。

（参考意見）「総合的な相談窓口のあり方」を検討する時に、総合的な相談窓口とはそもそもどのような機能を持つものなのか明確にする必要がある。総合相談窓口でなく「的（てき）な」と付けたのは、役割を限定しないためか、広く解釈するためか、実現困難を予測して消極姿勢なのか、2021年度は「本計画」の見直し、4期計画の策定期間となるが、総合的な相談窓口の「的（てき）な」と表現する意味を検証してほしい。たらい回しをしないワンストップのサービスが求められる総合相談窓口は、担当する職員の技量に左右される困難な仕事であり合併前の栃木市で実現させた事例はある。積極的な取組を求める。

確認事項「各種相談に応じるため住民が必要時に活用できる体制整備を対策・改善に挙げているが、具体的な体制整備とはどのようなものか」に対して、健康増進課の回答が、「住民から相談内容により、関係機関が連携して支援ができる体制を整備する」とあり、具体的な体制整備を聞いているが具体的に答えていない。この回答では評価をする上での確認とはならなかった。評価上は、具体的な関係機関名と連携内容が具体的に挙げられるか、それらのリスト化の有無、どのような体制整備が必要か具体的に挙げるができるかなど、具体的内容が答えられるかで確認する。今回新型コロナウイルスの影響で書面による確認であったが、推進委員会における評価を形骸化させないためにも自己評価の内容を確認する方法、評価手法の確立を求める。

1-1-(1) 行政：子ども未来部

自己評価の理由に「総合的な相談窓口の設置には至っていないものの部門横断的な連携、情報共有を図る状況が多く見られた。」とあり、評価に際しての確認事項に対して子育て支援課は具体的事例を回答している。その回答内容から、様々な相談に対して生活保護や就学援助など市の関係機関に繋ぐだけでなく、社会福祉協議会の事業、民間の放課デイの支援に繋ぐなど、相談支援が問題解決に繋がっていることが具体的に確認でき、成果が期待できる。

1-1-(2) 保健福祉部

災害発生時に備え、避難行動要支援者支援制度の周知を、15公民館で自治会、自主防災組織、民生委員に対して行い、市と自治会との協定、個人情報提供に係る同意確認を行った上での避難行動要支援者個別計画の作成率も向上している。また、15公民館に地域支え合い推進員の配置が済み、地域住民助け合い事業の推進、見守り活動との連携が一部の地域ではあるが進んでいる。社会福祉協議会（以下、社協）や地域住民との連携・協働で平常時から繋がり、情報の共有ができ、同時に福祉に関する情報提供の充実も図れている。行政としては市民や社協との協働に更に努めることを期待する。

1-1-(2) 子ども未来部

地域の人の手による子育て支援やNPO法人の運営する子育てサロン、子育てコミュニティ広場、乳幼児健診での子育てコンシェルジュなど様々な取組により、子育てに関する情報提供の充実が図られている。今後、情報提供する中で見えてきた子育てに関するニーズなどが把握され、誰もが利用しやすい地域福祉の仕組みづくりに活かされることが期待される。

1-1-(2) 社会福祉協議会 地域支援係 地域福祉係 総務・経理係

地域住民へ福祉サービスなどの情報提供は、今までの社協だよりの発行に加え、HPでの最新情報の掲載やボランティア壁新聞の専用サイトの新設など充実を図っている。更に地域支え合い推進員の福祉活動に伴う壁新聞の発行などで活動を見えるようにしている。15公民館に配置された地域支え合い推進員の活動の認知が進むことを期待する。

商業施設内、子育てコミュニティ広場の開設はとても良かったと思います。いつでも行けて、いつも子どもたちが遊びに来ています。(買い物ついでに見ています。)楽しく遊ばせてもらい、お母さんだけでなく、お父さんも一緒に遊んでいます。

新庁舎建設後ではなく、今から考えることはあると思う。(ハード面の問題ではなく、ソフト面を今から考えておかなければ)相談員や民生委員の人材育成、確保に力を入れなければならないのではないか。

情報提供は情報が必要になった時にそこに結びつけられるかが課題だと思います。

現在でも、本庁舎においてはロビーに受付があり、自分がどこに相談したらよいかを尋ねることができる体制になっており、比較的円滑に目的の窓口に行けているように感じております。

評価の中で記載されている、「総合的な相談窓口」とは、どこまでの相談に対応するのか、何部の何課なのかが不明瞭なため、総合的な相談窓口の具体的な形について、明らかになると良いと思います。

既存の窓口の周知を図っている様子は伺えるが、この項目で重要なのは、地域共生社会を見据えた、総合的相談支援体制をにらんだ、総合相談窓口のあり方についてどう検討するかである。新庁舎建設後に検討するとあるが、現時点で総合化できる部分は進めた方が良い。せめて、そのような議論を部局横断的に検討するプロジェクトチームや委員会等を設置する必要があるのではないか。

1-2	<p>1-2-(1)子ども未来部の「成果・課題」「対策・改善」で“NPO法人と定期的な意見交換を継続する”と謳っているにもかかわらず、“NPO法人に事業委託したことにより利用者の声が行政に届きにくくなった”とありますが、矛盾しているように感じます。どこに問題の本質があるのか解明されないとな解決に繋がりません。</p>
	<p>1-2-(1)保健福祉部 子ども未来部 社会福祉協議会</p> <p>民生委員の活動、避難難行動要支援者制度を担う自治会の活動、地域支え合い推進員と自治会の見守り活動、地域包括支援センターが中心となり各圏域に展開する地域ケア会議、地域自立支援協議会の専門部会、福祉関連NPO法人、社協の各支援係などの活動からニーズ把握が進んできているが、高齢者、障害者、子育て分野と活動する団体などがいる分野に限られている。支援の必要がありながら現在の仕組みにもれている支援ニーズがないか検証することも必要である。その様な中、社協が行う高齢者、障害者、生活貧困者などに対する事業展開する中でニーズ把握に期待が掛かる。更に社協が取るアウトリーチの姿勢に更なる期待が持てる。地域支え合い推進委員が15公民館に配置が完了し、地域包括支援センターが各圏域における地域ケア会議等を実施し、地域課題についての話し合う場はできた。ただし、これらの把握されたニーズを「誰もが利用しやすい地域福祉の仕組みづくり」に活かせるかが課題である。</p>
	<p>1-2-(2)保健福祉部 子ども未来部 社協地域支援係・地域福祉係</p> <p>民生委員・児童委員と連携したニーズ把握は必要であるが、民生委員に依存した仕組みとなっていないか民生委員に過度の負担を強いてないか、検証が必要である。民生委員は民生委員法に規定され、地域社会に根ざした無給の相談援助職であり、「非常勤の特別職の地方公務員」(都道府県)に該当すると解されている。主にソーシャルワークに従事するが、その職務範疇は多岐にわたり。幼児虐待から高齢者の安否確認まで、自治体から期待される職務範囲は広がっている。職務範囲が広がるほど求められる能力も高くなり、なり手不足に拍車を掛けていると危惧される。また、求められる能力も高くなるにつれ、民生委員の個人差も生じる。過度に民生委員に依存しない制度も検討する必要がある。同様のことが自治会長にも当てはまる。でも、民生委員や自治会長に頼らなくてはならない現状がある。行政としてはそのことを認識した上でどの様に工夫できるか検討する必要がある。</p> <p>前年度、前々年度指摘した課題が検討された様子はない。引き続き検討を求める。</p>
	<p>ニーズキャッチの手段だけではなく、キャッチしたニーズをどのように捉え、解決に結びつけるのか、仕組み作りの点で継続とする。</p>
	<p>直接ニーズキャッチが出来る仕組みが早く出来るといいです。</p>
	<p>将来像として、各分野ごとでの課題が全体で解決に取り組める仕組みが出来るといいです。</p>
	<p>これまで行ってきたニーズキャッチにより、「現行のサービスをどのように変えていく必要があるのか?」といった検討は行われているのでしょうか?</p> <p>また、ニーズという言葉についても、政策ニーズなのか、課題・問題を抱える個々のケースにおけるニーズを指すのか、今後こう言った検討を行うにおいて、言葉を整理する必要があるのではないのでしょうか。</p>

	<p>地域住民助け合い事業を中心とした公民館ごとの見守り活動が着実に広がりを見せていることは評価できる。これにより、アウトリーチ、ニーズキャッチ等に効果があると考えられる。また、子育てコミュニティ広場などの取り組みも成果を上げていると思われる。昨今のコロナ禍を考えると、さらなる工夫も必要。IT等を利用した見守り活動、相談支援体制などをこの機会に充実していく必要があるのではないか。</p>
1-3	<p>1-3-(1)保健福祉部の前年度の「対策・改善」で“地域課題について話し合う場(協議体)を設置する”とあるが、協議体の設置についてその後どうなったのか言及がない。しかも、19年度の「対策・改善」では、地域課題を話し合う場の設置について、前年の“設置する”から設置を“検討する”に後退している。後退した事由が不明。</p> <p>次に、社協の地域支援係・地域福祉係で19年度「実績」で“福祉施設の地域交流スペースなど活用した居場所が増えてきた”とありますが、昨年度の会議でも指摘させていただきましたが、何件増えたのか分からないと評価は難しいです。数値で表現することに抵抗があるのでしょうか。同様に前年度の「対策・改善」で“地域の中で定期的に地域課題の解決に向けて話し合う場づくりの検討をする”とありますが、検討結果の記載がありません。前述の居場所が増えたことと話し合いの場づくりとは主旨が違いますので念のため。</p> <p>1-3-(2)保健福祉部の地域自立支援協議会の専門部会で“民間事業者の育成及びサービスの質の向上を図っている”とありますが、具体的な例示があると関連する民間事業者にも大いに参考になると思います。</p>
	<p>1-3-(1) 保健福祉部</p> <p>最後の厚崎公民館に支え合い推進委員が配置され、市内全地域15公民館への配置が完了した。地域課題の解決のための公民館単位の協議の場と同数の地域住民助け合い事業(15公民館)が取組(年度予定)としてあげられているが、第2層の協議体(見守り活動自治会84か所と東那須野地区「お互いさま」があふれる会のネットワーク調整会議)の設置が限定的であることから、地域住民助け合い事業が実現できているところは僅かである。そのことから考えても、地域の課題を地域レベルで解決につなげることが困難な現状があると言える。そのため評価理由「地域における体制整備の支援が必要」と導き出されたのであろうが、どのような体制整備の支援を考えているのか明確にすることが求められる。また、地域課題の解決のための体制づくりや地域住民助け合い事業の取組(年度予定)で今後の取組「ゴミ出し、買い物、通院などのボランティアの仕組みづくり」が何処まで実現可能か道筋を示す事が必要である。</p>
	<p>1-3-(1) 社会福祉協議会</p> <p>地域支援係、地域福祉係、ボランティアセンターは、地域課題の解決に向けて、住民による地域活動やボランティア活動に対して積極的に支援して、今後の取組の具体策を「話し合う場・居場所づくり」「仕組みづくり」「ネットワークづくり」と前進させている。</p>

1-3-(2)

今後の取組「支援が必要な人への福祉サービスの充実」の具体策は多岐にわたり、子ども未来部、教育部、保健福祉部とそれぞれの事業の充実を図っているが、今まで積極的に取り組まれていなかった課題「ひきこもり」「社会的な孤立」「生活困窮者への支援」などに対しては、実績や成果・課題で触れられていない。行政の役割が見えにくく行政の積極的な支援が具体的に示されていない。しかし、社協はこれらの課題に対して具体的に支援している。現在、「ひきこもり」「社会的な孤立」「生活困窮者への支援」は困難であるが早急に取り組まなくてはならない課題である。課題解決には行政の役割が重要である。行政の積極的な取組が求められる。

1-3-(3) 子ども未来部

自己評価の成果・課題に「DV対応マニュアルを策定したことにより、関係課を含めた対応を統一させることができた」とあるので、改訂DV対応マニュアルを評価の追加資料として請求したが、「DV案件については性格上、市と専門機関との調整・対応になるため、マニュアルの取り扱いについてはも双方での活用としております。」との回答で、改訂されたマニュアルが開示されなかった。マニュアルを改訂策定したことで、関係課を含めた対応を統一させることができ、成果としているが、マニュアルが改訂され成果に結びついたか確認はできなかった。

「DV被害者が関係課でたらい回しにされ、他市の支援団体（DV被害者支援団体では無い）にたどり着き、その団体から相談があり、DV被害者支援団体に繋いだ例」や「一緒に逃げてきている子どもに対しては教育委員会が把握して安全に対応してもらったが、公営住宅への入居に関しての情報支援が不十分で、民間アパートへ一時保護し、その後公営住宅に入居できる条件であることが分かり、入居支援した事例」など民間の支援者が対応した。関係課を含めた対応マニュアルでレベルが統一され対応にバラツキが無かったなら民間の支援の出番は無かったはずである。

改訂DV対応マニュアルは市と専門機関だけで活用するとあるが、被害者と支援者が困らないような改訂マニュアルとなっているか確認できなかった。DV対応マニュアルの完成度を高めるなら、開示できない部分（配慮すべき項目があるならその部分）を除いて開示すべきと思われる。市と専門機関だけで対応できるなら民間の支援者の出番が無いことを期待する。

1-3-(4) 保健福祉部

地域包括ケアシステムの構築の推進においては、市の当初の取り組みの遅れがあり、体系的なシステムの整備・体制の全体像が明確に示されたのが第7期の高齢福祉計画（平成30年度～平成32年度）である。地域ケア会議や地域での協議体（第2層の協議体）の取組状況は、それぞれに関わる専門職や地域で活動する人々、社協のSCや支え合い推進委員、地域包括支援センターの自主性に負うところが大きく、地域差がある。地域包括ケアシステムの実現に向けた施策の展開のための協議を行う地域包括ケア推進会議（第1層協議体）の開催は年2回開催されるも、その中で、地域での困難課題を解決していくための具体的な政策を検討するに至っていない。また、地域包括ケアシステムは主に高齢者を対象とするもので、障害者や生活困窮、子どもなどの支援の課題まで包括的に解決に導くシステムに発展しているとは言えない。よって全ての人が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築には至っていない。住民の互助と自助に大きく期待するシステムであるだけに地域の力に左右される制度である。地域に必要な地域包括ケアシステムとはどうあるべきか、那須塩原市では何が実現可能か、それらを検討する必要がある。昨年、各分野において様々な検討が進められたとあるが、進められた具体的な内容を今年度評価して、何ができて、何ができていないかが明確にされていない。那須塩原市に必要な地域包括ケアシステムとは何か市民に分かりやすく説明し、地域包括ケアシステムが構築され、それが推進されることで、どのような社会が作られるか明らかにすることを求める。

総合相談窓口の早期設置を目指してください。

新型コロナウイルスの影響により、地域ケア会議の開催が行えない状況です。

また、住民の集まりなども同様に行えない状況の為、一時的に地域のつながりが弱くなってしまっていくことが懸念されます。

一方で、SNSなどのICTを活用したつながりが今後の新しい生活様式には必要となりますが、得手不得手があり、ここに差が生じているのも確かです。そういったニーズに対し、支援を行う事も必要かと思えます。逆に、ICTでならつながれるという人も存在します。人とのつながり方の多様性が今後より一層求められるかもしれません。

あすてらすについては、人口に対する利用者数が県内トップで、迅速に対応されていると感じております。他市などでは、利用待機者が発生していたり、契約件数の上限を定め、契約に至らない状況も報告されております。今後より必要性が増すサービスの一つですが、予算（運営財源の確保）問題など、県としても対応を迫られているものです。

各福祉課題に応じた相談支援サービスが徐々に拡充していることは良いと思う。もっとも今回の計画では数値目標が設定されていないため、実際にどの程度のニーズに対し、具体的なサービスが充足しているかを今後評価する必要がある。次回の計画ではそのことも念頭に置いた計画づくりが求められる。ニーズ把握とそれに対応したサービスのあり方、その量の確保を、計画にどのように盛り込むかを検討する必要がある。

【基本目標1】全体についてのご意見

着実に前進している。

総合的な相談窓口の設置に関してはそもそも那須塩原市新庁舎建設基本計画に盛り込まれていない。総合的な相談窓口は総合案内窓口とは別のものである。今後は、まず総合的な相談窓口の共通認識を持つため「本計画」推進の関係課と総合的な相談窓口のあり方（ソフト）を協議し、総合相談窓口に必要な体制（ソフト）と相談場所（ハード）の設置実現に向けて更なる取組を強化することを求める。

保健福祉部は、今後の取組の具体策（年度予定）「総合的な相談窓口のあり方を検討し、総合窓口の設置を目指す」に対して自己評価の「成果・課題」に「総合的な相談窓口の検討について、新庁舎建設に伴う組織の見直し後でないと着手できない」とあるが、総合的な相談窓口のあり方が明確にならないと体制（人材）も決まらない。どのような体制が必要か分からないまま組織は組めない。新庁舎建設に伴う組織の見直しの前に検討すべきことではないのか。早急に総合的な相談窓口のあり方を検討し、新庁舎建設基本計画に総合的な相談窓口を盛り込むことから取り組むことを求める。

教育部は「相談窓口の設置相談を受け、会場を提供する。」の取組に対して具体的な実績が「地域住民助け合い事業の地域拠点として、公民館事務所を提供。」とあり、B評価とした理由が「主体的な活動を行っていない。」である。評価は主体的な活動を行っていないならD評価である。公民館の役割を再度認識し、この事業の主体的な活動の協働のパートナーとなることが求められる。そのためにも縦割り行政の弊害を取り除くような横の連携が必要である。

「公民館事務所を提供するだけの取組なので、主体的な活動は行っていない」このような自己評価が出てくる本計画の具体的取組（年度予定）の表現が適切でないと思われる。本計画の具体的取組の見直しが必要である。

民生委員の活動、避難難行動要支援者制度を担う自治会の活動、地域支え合い推進員と自治会の見守り活動、地域包括支援センターが中心となり各圏域に展開する地域ケア会議、地域自立支援協議会の専門部会、福祉関連NPO法人、社協の各支援係などの活動からニーズ把握が進んできているが、高齢者、障害者、子育て分野と活動する団体などがいる分野に限られている。支援の必要がありながら現在の仕組みにもれていない支援ニーズがないか検証することも必要である。その様な中、社協が行う高齢者、障害者、生活貧困者などに対する事業展開する中でのニーズ把握に期待が掛かる。更に社協が取るアウトリーチの姿勢に更なる期待が持てる。地域支え合い推進委員が15公民館に配置が完了し、地域包括支援センターが各圏域における地域ケア会議等を実施し、地域課題についての話し合う場ができた。ただし、これらの把握されたニーズを「誰もが利用しやすい地域福祉の仕組みづくり」に活かせるかが課題である。

最後の厚崎公民館に支え合い推進委員が配置され、市内全地域15公民館への配置が完了した。地域課題の解決のための公民館単位の協議の場と同数の地域住民助け合い事業（15公民館）が取組（年度予定）としてあげられているが、第2層の協議体（見守り活動自治会84か所と東那須野地区「お互いさま」があふれる会のネットワーク調整会議）の設置が限定的であることから、地域住民助け合い事業が実現できているところは僅かである。そのことから考えても、地域の課題を地域レベルで解決につなげることが困難な現状があると言える。そのため評価理由「地域における体制整備の支援が必要」と導き出されたのであろうが、どのような体制整備の支援を考えているのか明確にすることが求められる。また、地域課題の解決のための体制づくりや地域住民助け合い事業の取組（年度予定）で今後の取組「ゴミ出し、買い物、通院などのボランティアの仕組みづくり」が何処まで実現可能か道筋を示す事が必要である。

今後の取組「支援が必要な人への福祉サービスの充実」の具体策は多岐にわたり、子ども未来部、教育部、保健福祉部とそれぞれの事業の充実を図っているが、今まで積極的に取り組まれていなかった課題「ひきこもり」「社会的な孤立」「生活困窮者への支援」などに対しては、実績や成果・課題で触れられていない。行政の役割が見えにくく行政の積極的な支援が具体的に示されていない。しかし、社協はこれらの課題に対して具体的に支援している。現在、「ひきこもり」「社会的な孤立」「生活困窮者への支援」は困難であるが早急に取り組まなくてはならない課題である。課題解決には行政の役割が重要である。行政の積極的な取組が求められる。

地域包括ケアシステムの構築の推進においては、市の当初の取り組みの遅れがあり、体系的なシステムの整備・体制の全体像が明確に示されたのが第7期の高齢福祉計画（平成30年度～平成32年度）である。地域ケア会議や地域での協議体（第2層の協議体）の取組状況は、それぞれに関わる専門職や地域で活動する人々、社協のSCや支え合い推進委員、地域包括支援センターの自主性に負うところが大きく、地域差がある。地域包括ケアシステムの実現に向けた施策の展開のための協議を行う地域包括ケア推進会議（第1層協議体）の開催は年2回開催されるも、その中で、地域での困難課題を解決していくための具体的な政策を検討するに至っていない。また、地域包括ケアシステムは主に高齢者を対象とするもので、障害者や生活困窮、子どもなどの支援の課題まで包括的に解決に導くシステムに発展しているとは言えない。よって全ての人が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築には至っていない。住民の互助と自助に大きく期待するシステムであるだけに地域の力に左右される制度である。地域に必要な地域包括ケアシステムとはどうあるべきか、那須塩原市では何が実現可能か、それらを検討する必要がある。昨年、各分野において様々な検討が進められたとあるが、進められた具体的な内容を今年度評価して、何ができて、何ができていないかが明確にされていない。那須塩原市に必要な地域包括ケアシステムとは何か市民に分かりやすく説明し、地域包括ケアシステムが構築され、それが推進されることで、どのような社会が作られるか明らかにすることを求める。

目標に達成するのは時間がかかると思います。今の取組では評価する面もありますが、キャッチできていない人や課題などを今後どうするかを考えないと平行線で終わると思います。見つけるのに困難なニーズをどうキャッチするかを今後考えていかないとならないでしょう。

仕組みという点では、既存のもので充分かと思われる。

各項目で記載される、「総合的な窓口」、「総合窓口」について、具体的にどのような窓口になるのかイメージしにくいと感じました。まず、手続きを行うために窓口に行くのか、相談するために窓口に行くのかという点で分けられると思います。手続きを行うために窓口に行くのであれば、迷わずその窓口へ行けるための案内が必要であり、ハードウェア的な対応となります。相談するために窓口に行くのであれば、自分の相談したい内容が何課の窓口へ行くべきなのかわからない場合もあります。相談窓口は、まずは相談したい内容を伝え、その内容に応じて担当職員がその窓口に来て相談を受けるソフトウェア的な対応となるイメージでよろしいのでしょうか。それとも、単一職員がワンストップで相談に応じるということでもよろしいのでしょうか？初期相談によっては、同じケースでも違う結果を招いてしまう恐れが高いため、高い相談援助スキルが求められると思います。人材育成をどのように行っていくかという課題も併せて検討していく必要があると感じました。

計画により、ニーズキャッチの仕組みの構築、福祉サービスの充実は徐々に図られてきているといえる。しかし、それらを活かし、活用する要となる総合的な相談支援体制の検討・整備に遅れがあると考え。特に、現行の社会福祉法の地域福祉計画の項で規定されている。分野横断的な包括的な支援体制の整備は喫緊の課題である。検討の場だけでも早急に整備することを求む。

【基本目標2】

2-1	<p>歩道のある市道のバリアフリー化も計画してほしい。歩道のない通学路でグリーンベルトで幅が狭く歩行困難なところもある。</p> <p>「バリアフリー化」が鼻につくきらいがある。次期計画からは除外しても良いのではないか。</p> <p>自治公民館のバリアフリー化の実績を知りたい。</p> <p>公共交通システムについてのA評価はすばらしい。実際に近隣の方々の声も聞いています。市民のニーズに応じて実践されていることに感謝いたします。今後、ますます高齢者も増加するので、充実を図っていただきたい。</p> <p>2-1-(1)保健福祉部の「成果・課題」で前年度も同様に挙がっている“法定サービスの基準に該当しない方、地理的に移動が長距離となる方、サービス提供事業所がない地域の方は利用しづらい”とありますが、免許返納者も増える中、対応が遅々として進んでいない状況を憂います。</p> <p>2-1-(2)保健福祉部の「対策・改善」で“障害者からの意見の聴取”は前年度からの課題ですが、19年度も聴取していないようです。事由は何でしょうか？また、前年度からの課題である高齢者施設の不便な箇所の有無は確認されていないようですが、大丈夫でしょうか？</p> <p>2-1-(1) 生活環境部 保健福祉部 社会福祉協議会</p> <p>今後の取組「日常生活における移動手段の充実」の具体策に対する自己評価は生活環境部がA評価、保健福祉部がB評価、社協がB評価であったが、年度予定に取り組んだだけで、成果が上がって目標が達成できたとは言えない状況であり、行政の自己評価と利用する市民との認識に乖離がある。</p> <p>もし、A（計画が達成）、B（おおむね達成）と効果が出ているなら、民生委員のアンケートに「外出での買い物が難しい人への支援が必要」「タクシー代わりなのか、休日でも早朝、夜中でも構わず電話で呼び出される」「民生委員としては通院介助や買い物代行などの直接支援は行わないことの周知を図ってほしい」などと意見・要望がでることは無い。「日常生活における移動手段の充実」が達成できていない現れである。</p> <p>「ゆーバス、予約ワゴンバスなどの公共交通システムの検証、利便性の向上、福祉タクシー、車いすタクシー券の交付など改善を図っている点は評価できるが、「サービスの利用基準に該当しないが支援が必要な人、移動が長距離のためタクシー券では対応できない人、住民同士の助け合いの送迎時の事故の責任のあり方、免許返納問題など」移動に関する支援には課題が残り以前困難な状況にある。まだまだ取り組む余地がある。</p> <p>移動困難者は、今後も増え続けるので今よりも更なる充実を目指してください。</p> <p>令和2年10月のゆーバス再編により今まで以上の利便性向上を期待します。</p>
-----	---

	<p>ゆーバスやゆータクの利用率の増加、市内施設のバリアフリー化の推進、当事者の方の意見を聞く機会の拡充など、計画で盛り込んだ内容に 着実に成果が出ていることは評価すべき部分である。ただし、単純な利用率の増加だけでなく、多様なニーズを持つ市民の要望にどれだけき め細かに対応できているかが今後重要である。具体的なニーズの聞き取りや満足度調査などの実施などにより、より利便性を高める工夫を 行ってほしい。</p>
2-2	<p>台風19号の時、避難所が開設されましたが、そのことを市民にどのように知らせたのでしょうか。医療ケアが必要な障がい者の避難方法や 避難場所はどのように計画されているのでしょうか。</p> <p>防災士は増えているが、人材を活用できていない。行政の支援がない。</p> <p>教育部と生活環境部が連携して、スクールガードの組織率向上に努めてほしい。</p> <p>防犯(高齢者がひっかかりやすいと言われる詐欺等)の講話等、各自治会・公民館などで開催されるのも良いのでは。具体的に進めることも必 要ではないか。</p> <p>地域で防災訓練を実施したことはあるのでしょうか。</p> <p>社協の総務・経理系のBCP計画一読しました。一般的にはBCP計画は災害などが発生して、ある事業が操業不能に陥り、消費者に多大な影響 が及ぶことを避けるために、事業を継続させる手段を講じる計画だと思えます。社協のBCP計画は、利用者や従業員、市民の生活を守るため の計画で、特に高齢者施設、障害者施設、児童施設などは大いに参考になると思えます。日頃からの取組として、毎月1回の点検や年1回の計 画の見直しなどご苦労様です。1点だけ気になる点として、計画中の“備蓄品”の保管場所が本所1か所となっていますが、事業所が数か所に分 散していますので、災害などで交通網が遮断された場合、備蓄品のデリバリーに支障をきたすのではないかと心配です。</p> <p>2-2-(2)教育部の「対策・改善」で学校安全ボランティアの“保険加入”で2年連続200名以上減少している学校安全ボランティアの減少に歯止め がかかり、学校や保護者の負担軽減に繋がればと期待します。</p> <p>次に、生活環境部について、『確認事項』の回答として、“撃退機器貸与期間は3年経過後は再申請すれば可能”とのこと、見守りが必要な対象 者には再申請手続きを同意のもとで生活環境部にて代行できればと思います。</p> <p>2-2-(1) 総務部</p> <p>自治会長始め地域の関係者の協力が得られて、自主防災組織が結成され活動しているところが増えている。未組織の自治会はそれぞれ原因が あり結成困難な状況のところが残っていると推測できる。よって今後の対策・改善は容易でないが更なる努力に期待する。行政は万能でない ことを謙虚に認識し、それに甘んじることなく、行政の限界とそれを補う地域力を培うために、行政に何ができるか常に追及してほしい。</p>

2-2-(1) 保健福祉部 (社会福祉課共生係)

避難行動要支援者支援制度の具体的な課題を把握し、その対策を明確にし、取り組む予定となっている。課題によっては自治会や民生委員、社協、地域包括支援センターとの連携を図る必要性を認識している。取り組むべきことと連携する相手を明確にしていることから、成果が上がるのが期待できる。

2-2-(1) 社会福祉協議会 地域支援係 地域福祉係

地域住民助け合い事業と避難行動支援制度を連携して実施している自治会が増えてきていることは、災害時の地域における防災体制の充実が進んだと言える。取組の継続に期待する。昨年、対策・課題として「地域に暮らす人全てが支え合いの対象になり、自治会などの負担にならない防災体制の構築」を挙げていたが今年も同様である。具体的な成果が見えるまでには時間がかかると思われるが、継続して取り組むことを期待する。

2-2-(1) 社会福祉協議会 総務・経理係

昨年度からBCP (事業継続計画) の研修に参加し、必要性の意義や災害への意識を高め、今年度は台風19号の被害社協の支援でほとんどの正職員が災害ボランティアセンターの立ち上げを経験できたことで、災害時に対応できる那須塩原市社会福祉協議会の事業継続計画 (BCP) を策定している。社協の緊急時の的確な対応に期待が持てる。

2-2-(2) 生活環境部 保健福祉部

高齢者への特殊詐欺・悪徳商法の被害防止に、地域包括支援センターなど地域との連携の取り組みが役立っている。

2-2-(3) 保健福祉部 総務部

避難行動要支援者支援制度の推進、地域支え合い推進委員の配置、助け合い事業、見守り活動、自主防災組織の活動に対する支援など様々な取り組みを進め一定の成果はあげているが、避難行動要支援者の個別計画の作成率が増加しないなど課題は残る。自主防災組織の活動状況に地域差があることも課題となる。自治会長や民生委員の関わり方によって大きな差が生じる。うまく機能していると思える地域でも課題は存在すると捉える必要がある。また、避難行動要支援者制度の未協定自治会の解消に 自治会の加入率が低くなっている課題も存在する。毎年同じ年度取組目標 (年度予定) を掲げるのではなく、今後の取組の具体策の単年度の取組目標 (年度予定) を具体的に見直す必要がある。

近年は、水害、地震など毎年のように起きているので、他県で災害があった時こそ、見直しの意味も込めて訓練などしてもらいたいです。防災・災害関係は、コロナ禍の中での対応をこれから考えていかななくてははいけませんね。

地域住民のつながりが、災害時の連携や防犯につながることは明確である。
これまでの災害や防災計画については、感染症拡大というファクターは重要視されていなかったため、今後は、各種感染症拡大期の対応なども検討していく必要がある。また、新しい生活様式が今後の地域のつながりにどのような影響を与えるのかも検討していく必要があるかも知れません。

自主防災組織の組織化や避難行動要支援者の把握、および個別計画の作成など、着実に成果が上がっているものがある。また、特殊詐欺の防止の取り組みが徐々に広がりを見せてきた。東日本大震災の際には、障害者の死亡率が健常者の2倍になるなど、もともと個人の脆弱性が被害の拡大を招いた調査結果が報告されている。特に自治会に加入していない人の中には、障害を負っていたり、高齢であったり、孤立していたりと、脆弱性を抱える方が少なくない。このような方々に対しては、災害時だけでなく、平時からのつながりづくりが重要になってくるだろう。地域住民助け合い事業などとの連携をますます深めて、日ごろから助け合う地域社会を作っておくことが災害時の安心にもつながる。かつて行った研究で視覚障害者の災害時における支援においては、平時におけるつながりが重要であるという結論を得た。それらの知見も活用した研修（当事者からの聞き取りなど）も今後必要であろう。

2-3 地域の連携が感じられない。この街に住んでいて本当に暮らしやすいと思っている市民は？ランダムに聞き取り調査をしてみるとか。

2-3-(2)保健福祉部の「改善・対策」で“老人クラブの魅力のPR等により、箇所数及び会員数の減少を防止する”とあります。減少の要因が明記されていませんので分かりませんが、機会が許せば要因を拝聴できればと思います。何事もそうですが、問題解決には要因が分からないと手を打てませんので。

次に、社協の地域支援係・地域福祉係の「成果・課題」で“子ども食堂の実施により、核家族化が進む中で多世代交流や社会参加に繋がった”とのこと。世代構成や世帯形態は分かりませんが、引きこもり防止などには有効な手段かも知れません。評価はできると思います。

2-3-(1)

今後の取組「地域での居場所づくり」で、様々な担い手による子ども、高齢者、障害者のための居場所づくりを行い、行政の取組・事業もあり一定の成果も上げてきた。その中で「子ども食堂」は行政の支援が弱く、社協の地域支援係・地域福祉係の支援はあるものの、NPOや市民団体が自主的に実施している。「子ども食堂」という居場所に、行政の役割はあるはずであるが行政の具体的な取組として出てこない。行政の今後の取組を求める。公民館での子ども食堂との名前での開催は許されないなど非協力的なことがあったが、現在は解消していることを期待する。

空き家等の情報提供体制が整備されていなくてもいいですが、活用する際の補助金などがあるとありがたいです。（空き家はそのまま活用はできません。基準に合わせたリフォームなども必要です。）計画なのにはほぼ民間まかせで評価されても。

公立保育園でのボランティアの受入れは積極的に行えているが、民間保育園などには働きかけをしていないのか？

各学校の学校安全ボランティアが年々定着してきており、地域での見守りが広がっていると思います。学校としては、とてもありがたいです。

各分野ごとの居場所が徐々に増加してきていることは評価できる。また、活躍の場づくりも、徐々に広がりを見せている。課題としては、分野横断的な居場所づくりの取り組みが少ないことである。特に、障がいを持つ方が地域の中で様々な人と交流する機会を持つことや、近年増加している外国ルーツの市民との交流機会を作ることなどは、今後の居場所づくりとして大きな課題と考える。そのような視点からも居場所づくりの取り組みを進めてほしい。また活躍の場づくりについてが、シルバー世代がボランティア等で活躍することのできる仕掛けや、さらに言えば稼働層が地域参加する機会についてはまだ実践が乏しいように感じる。地域社会の中いわゆる「サードプレイス」としての居場所・活躍の場をどのように作るか、さらに検討が必要である。

2-4 自治会への参加率が30%くらいの自治会もあります。自治会が主体の見守り活動だけでは限界があります。乳酸菌飲料メーカーと契約して「ひとり暮らし高齢者」を訪問して飲料を届けつつ見守る施策を実施している自治体は県内にもたくさんあります。（宇都宮市、大田原市、矢板市等々）本市でも是非検討していただきたい。

地域の温度差があるのでは？子どもの登下校の見守りはよく目にするが。

2-4-(3) 行政

今後の取組の具体策に「地域での情報の集め方、情報の共有と活用などのルールづくり」「見守り活動における個人情報の提供・活用の検討」とあるが、保健福祉部の自己評価の実績からは、「地域での情報の集め方、情報の共有と活用などのルールづくり」を実施したとは考えられない。特に避難行動要支援者制度においては、ルールをつくらず個人情報提供に係る協定を締結する決まりだけで済ませている。避難行動要支援者制度においては、避難行動要支援者の個別計画のアセスメント内容、策定にかかわる人の秘密保持義務の措置、その規定の明確化、個人情報保護とその利用についても明確にする必要がある。それらを明確にせず個人情報提供に係る協定を締結する決まりだけである。個人情報提供に係る協定を締結する前に取り組むべきことが存在する。

また、子ども未来部では、対策・改善で「個人情報の取り扱い方法の周知徹底を図る」と記載されているが、追加資料の請求に対して「個人情報の取り扱い方法を周知するマニュアル等は作成していない」との回答である。

今後も地域の中で子どもの見守り活動体制づくりを更に進めていただけますようお願いします。

地域住民助け合い事業の広がりによって、徐々に地域のニーズのある人への見守りが広がり、いち早いニーズキャッチ、アウトリーチにつながる事が出来ていると考えられる。以前からの課題のように、子どもと、子どものいる家庭への見守りをどう広げるか。子ども未来部の取り組みが徐々に認知され、相談件数が増えているとのことであり、どのようなニーズが多くあがってきているのか、それらのニーズに対応するために、今後どのような見守り、支援体制が重要になるかを検討していく必要がある。特に子どものいる家庭が孤立・あるいは貧困状況の場合は、ネグレクトや虐待等の事案に発展する危険性があり、そのようなニーズを持つ家庭のいち早い発見、早期の介入ができる体制を作っていくことは重要であろう。

【基本目標2】全体についてのご意見

今後の取組「日常生活における移動手段の充実」の具体策に対する自己評価は生活環境部がA評価、保健福祉部がB評価、社協がB評価であったが、年度予定に取り組んだだけで、成果が上がって目標が達成できたとは言えない状況であり、行政の自己評価と利用する市民との認識に乖離がある。もし、A（計画が達成）、B（おおむね達成）と効果が出ているなら、民生委員のアンケートに「外出での買い物が難しい人への支援が必要」「タクシー代わりなのか、休日でも早朝、夜中でも構わず電話で呼び出される」「民生委員としては通院介助や買い物代行などの直接支援は行わないことの周知を図ってほしい」などと意見・要望がでることは無い。「日常生活における移動手段の充実」が達成できていない現れである。

「サービスの利用基準に該当しないが支援が必要な人、移動が長距離のためタクシー券では対応できない人、住民同士の助け合いの送迎時の事故の責任のあり方、免許返納問題など」移動に関する支援には課題が残り以前困難な状況にある。まだまだ取り組む余地がある。

避難行動要支援者支援制度の推進、地域支え合い推進委員の配置、助け合い事業、見守り活動、自主防災組織の活動に対する支援など様々な取り組みを進め一定の成果はあげているが、避難行動要支援者の個別計画の作成率が増加しないなど課題は残る。自主防災組織の活動状況に地域差があることも課題となる。自治会長や民生委員の関わり方によって大きな差が生じる。うまく機能していると思える地域でも課題は存在すると捉える必要がある。また、避難行動要支援者制度の未協定自治会の解消に自治会の加入率が低くなっている課題も存在する。毎年同じ年度取組（年度予定）を掲げるのではなく、今後の取組の具体策の単年度の取組目標（年度予定）を具体的に見直す必要がある。

今後の取組の具体策に「地域での情報の集め方、情報の共有と活用などのルールづくり」「見守り活動における個人情報の提供・活用の検討」とあるが、保健福祉部の自己評価の実績からは、「地域での情報の集め方、情報の共有と活用などのルールづくり」を実施したとは考えられない。特に避難行動要支援者制度においては、ルールをつくらず個人情報提供に係る協定を締結する決まりだけで済ませている。避難行動要支援者制度においては、避難行動要支援者の個別計画のアセスメント内容、策定にかかわる人の秘密保持義務の措置、その規定の明確化、個人情報保護とその利用についても明確にする必要がある。それらを明確にせず個人情報提供に係る協定を締結する決まりだけである。個人情報提供に係る協定を締結する前に取り組むべきことが存在する。

コロナ禍によるボランティアや災害避難所・居場所などの指針を早期に打ち出す必要があると思います。

新型コロナウイルスの終息までどの程度の時間がかかるのか、また、新しい生活様式が今後もどのように継続されていくのかが見えにくく、地域住民が参加したり、集まるような内容については今後見直しや新たな方法の検討の必要性があるかと思います。そのため、現時点での評価が今後の計画の指標となるかは疑問が残ります。

共生型社会の実現へと変わっていかねばならない中、新型コロナウイルスにより今後の見通しを立てるのがより困難になってしまったと思いますが、行政はじめ各関係機関が少しでも前へ進んでいくことを願います。

計画に盛り込まれた内容が徐々に整備され、目標が徐々に達成されつつあることを感じる。課題としては、居場所づくりなど、分野横断的な取り組みがまだ少ないこと、障がいを持つ方との交流機会の拡充、子どもとその子どもを持つ家庭を支援する枠組みのさらなる拡充、また、孤立し、社会的に排除されがちな人に対する見守り、居場所、活躍の場などを、地域住民の理解を得ながら、今後どのように進めていくか、より具体的な戦略が求められていると言える。

基本目標3】

<p>3-1</p>	<p>近隣に障害者施設等がある地域の方は、それなりに意識が高いが、一般的にはまだまだ“みんなで支え合う”という意識づくり・人づくり・つながりづくりは必要だと思う。</p> <p>3-1-(1)</p> <p>保健福祉部の取組は障害者差別解消法の周知はパンフレットを関係機関に配布するなど限定的で、障害者への理解の促進に対する取り組みも具体的に成果を上げていることが自己評価では示されていない。更なる取り組みが求められる。また、対策・改善で「障害者差別の根絶には、教育、医療、福祉、就労等の関係機関だけでなく、住民や事業者の意識を変えていく地道な活動を継続していく必要がある」と述べている。この項目を取り組む部署に教育部が加わっていないことが課題である。社協の各部署の取り組みは具体的でそれなりの成果を挙げていることがうかがわれる。</p> <p>理解促進に関しては地道に引き続き行ってください。障害の理解促進は特に難しいのでしっかりと行ってください。</p> <p>セーフティーネットリンケージのみまもりあいプロジェクトで、普及啓発のために実施する模索訓練「かくれんぼ」では、親子での参加を促し、子供のころからの意識付けを行う事で、次世代の育成に役立つと考えられています。参加の機会をどのように作っていくかが、相互理解を進めていくためのきっかけ作りになっていくと思います。</p> <p>障害者理解を図っていくためには時間がかかる、という課題が示されていたが、それだからこそ既存の取り組みは継続しながら、これまでとは異なる工夫が求められているのではないか。今年度はコロナ禍がなければパラリンピックの年であったが、それに結びつけた啓発活動は予定されているか？また、理解を図るには日常的に障がいを持つ方と、地域住民が交流する機会、あるいは理解を深める機会を作っていく必要があるが、そのような取り組みがどの程度行われたか。正直、そのあたりの取り組みの工夫が足りていないと感じる。</p>
<p>3-2</p>	<p>小中学生を含めた若年層のボランティア意識の啓発に力を注いでいきましょう。</p> <p>ボランティア意識は、一般的には低いと感じる。啓発が必要。</p> <p>3-2-(1)保健福祉部の『確認事項』の回答の中で、介護ボランティアを受け入れる際の“受け入れ準備に手間がかかる”とありますが、具体的に手間のかかる準備作業とは何でしょうか。私自身、高齢者施設の運営に当たりましたが、介護ボランティアの受け入れは、出来ることと出来ないことを明確にし、自己の防止と慈しみだと思えます。つまり、ノーマライゼーションを忘れず、特別なことではなく、普段通りの対応を心掛けるようお願いすることだと思えます。</p>

3-2-(1) 保健福祉部 総務部

地域福祉活動の担い手として介護支援ボランティアを登録して介護施設に派遣しているが、ボランティアをする心構えの研修だけでなく、ボランティアの資質として介護や介護施設を理解する事前研修が必要である。自己評価の成果・課題で「見守り活動の取組をしていない自治会がある」との記載があるが、この項目は、見守り活動への支援の取組の評価で、保健福祉部の支援の取組が弱い結果である。更に工夫した支援取組が求められる。

総務部では、自主防災組織に対して費用補助をする以外、どのような活動支援をしているのか具体的でない。成果・課題では「結成されていない自治会があり、結成されている組織においても、活動状況に地域差がある」とのコメントであるが、総務部の活動支援に対する評価で、自治会の活動評価をしているのでは無い。コメントするなら「自治防災組織に対して活動支援を行っているが、支援内容に更なる工夫が必要で、活動状況の地域差を解消できていない。」とすべきではないか。総務部の取組の評価であるとの認識を持って、更に工夫した積極的な取組が求められる。

3-2-(1) 社会福祉協議会

社協は今後の取組「地域活動・ボランティア活動の支援の充実」に対する具体策が多だけでなく、年度の取組（年度予定）が具体的で、実績も成果・課題も対策・改善も具体的で、何を目指し、何ができて、今後何をすべきか明確になっている。そのため自己評価の評点（ABCD）と評価の理由に整合性があり、着実に成果をあげている。

3-2-(2) 子ども未来部

今後の取組「地域活動・ボランティアの人材やリーダーの育成」では年度取組（年度予定）を「福祉事業の人材確保のための仕組みづくりを検討」として子育て支援関連NPO法人が運営する事業に係る人材育成に行政としての役割を担っている。行政と民間との協働で福祉事業の人材確保につなげている。それぞれの立場を活かした取組に期待が持てる。

今後も支援の充実・拡大に努めてください。

人材育成は大変な事だと思いますが、人材確保も重要な事なので並行して取り組んでください。

那須塩原市市民活動センターの事業も稼働にのり、社協のボランティアセンターの機能も強化されていると感じているが、那須塩原市が本来持っている市民活動のポテンシャルに対して、まだ有効な活動展開が出来ていないと感じる。市民活動、ボランティア活動が育つまでには時間がかかるが、地域の福祉課題を明確にしたうえで、テーマ型のボランティア活動育成を図っても良いかも知れない。市も果たして介護予防サポーターの養成だけでよいか検討する必要があるのではないだろうか。ボランティアと言っても、人を支援するだけでなく、「共に居る」こともボランティアになりえる。障害を持つ方との交流を図るボランティアなど、少しテーマを明確にしてボランティア養成を行う必要があるのではないだろうか？

3-3	地域でのつながりを感じにくい。地域差？
	3-3-(1)保健福祉部の『確認事項』の回答で、シニアセンター利用者減の全体的な傾向は分かりましたが、特異減少(この場合、昨今盛んなグラウンドゴルフの利用者減)が現われたら、その原因分析が必要だと思います。何故なら、他の項目(種目)に大きな変化はなく、グラウンドゴルフの利用者だけ減少しているからです。アンケート結果を分析するときなど、突出した数値や現象が表れるとそこに注視して問題解決の手掛かりとするとと思います。
	<p>3-3-(1)</p> <p>保健福祉部に関して、地域での交流促進を図っていることが列挙されているが、その交流が地域でのつながりづくりに活かしているかの自己評価がほしい。地域でのつながりをつくるのが、何にどう活かせるかを明確にして、現在の事業を点検した上で、新しい居場所づくりには取り組むべきである。</p> <p>企画部では、市民活動センターの取組利用者協議会を設置し、地域活動をサポートする体制を整えたとしてA評価としているが、市民活動センターの認知が十分でない現在の状況では成果が上がったとは言えない。限られた範囲で認知されているのが現状である。まず広く認知されることを期待する。</p>
	コロナ禍での交流や活動を今後どうしていくか考えていかなければ停滞（途絶える）のではないか？
	市民活動センターの運営、これからも期待しています。
	地域学校協働本部推進員の方々にはご活躍いただきありがとうございます。
	<p>地域住民助け合い事業や生きがいサロン、自治会加入者促進や地域ケア会議の実施等で、徐々に住民のみんなで支え合う意識は高まってきていると言える。課題としては、この目標の達成度は、なんとなく何かを実施したら、効果があったような気になってしまうことではないか。実施回数などで評価するのではなく、実質的にどのような意識が高まり、どのようなつながりが増加したのかを質的に厳しく評価する姿勢も必要だ。例えば、障がいをお持ちの方や外国ルールの方との交流について、人々の意識がどの程度高まったか、交流頻度はどの程度になったかなど、より詳細にこれからの項目を評価する指標が必要であろう。これらは今後の課題として意識してもらいたいと思う。</p>

【基本目標3】全体についてのご意見

施策が市民にうまく機能しているかどうか疑問である。

保健福祉部の取組は障害者差別解消法の周知はパンフレットを関係機関に配布するなど限定的で、障害者への理解の促進に対する取組みも具体的に成果を上げていることが自己評価では示されていない。更なる取組みが求められる。また、対策・改善で「障害者差別の根絶には、教育、医療、福祉、就労等の関係機関だけでなく、住民や事業者の意識を変えていく地道な活動を継続していく必要がある」と述べている。この項目を取り組む部署に教育部が加わっていないことが課題である。社協の各部署の取組みは具体的でそれなりの成果を挙げていることがうかがわれる。

地域福祉活動の担い手として介護支援ボランティアを登録して介護施設に派遣しているが、ボランティアをする心構えの研修だけでなく、ボランティアの資質として介護や介護施設を理解する事前研修が必要である。自己評価の成果・課題で「見守り活動の取組をしていない自治会がある」との記載があるが、この項目は、見守り活動への支援の取組の評価で、保健福祉部の支援の取組が弱い結果である。更に工夫した支援取組が求められる。総務部では、自主防災組織に対して費用補助をする以外、どのような活動支援をしているのか具体的でない。成果・課題では「結成されていない自治会があり、結成されている組織においても、活動状況に地域差がある」とのコメントであるが、総務部の活動支援に対する評価で、自治会の活動評価をしているのでは無い。コメントするなら「自治防災組織に対して活動支援を行っているが、支援内容に更なる工夫が必要で、活動状況の地域差を解消できていない。」とすべきではないか。総務部の取組の評価であるとの認識を持って、更に工夫した積極的な取組が求められる。

保健福祉部に関して、地域での交流促進を図っていることが列挙されているが、その交流が地域でのつながりづくりに活かしているかの自己評価がほしい。地域でのつながりをつくるのが、何にどう活かせるかを明確にして、現在の事業を点検した上で、新しい居場所づくりには取り組むべきである。

企画部では、市民活動センターの取組利用者協議会を設置し、地域活動をサポートする体制を整えたとしてA評価としているが、市民活動センターの認知が十分でない現在の状況では成果が上がったとは言えない。限られた範囲で認知されているのが現状である。まず広く認知されることを期待する。

担い手の育成は今後、若い世代を中心に集める事が必要だと思います。若いうちから地域の活動や課題などに目を向けてもらうことにより、他人事から自分事に切り替えるきっかけ作りが必要だと思います。また、地域のつながり・場作りに関しては、コロナ禍していく中で、新しい対応も早期検討が必要だと思います。

すべてにおいて、どの部署も頑張っておられる様子が伺えます。今年度は、コロナの影響でどこも予定通りにはいかないと思われます。市役所、社協、その他の部署の方々ご苦労様です。

新型コロナウイルスによる影響を一過的な遅延ととらえるのかによって評価も変わってしまうと思います。

2月から5月にかけての自粛生活の為、サロン活動などが休止となり、認知症が悪化してしまい、デイサービスの利用を開始した方がおり、地域のつながりは、心身の健康維持及び悪化防止に役に立っていることだという事を再認識いたしました。

基本目標3は、1, 2と比べれば実践は間接的・抽象的であり、その効果を測ることが難しい目標である。それゆえ、具体的な目標設定が出来ず、実践もあいまいなものになりやすい傾向があるのではないか。何かを実施すれば、「やった気」になりやすい分野だとも言い得る。それだけに、的を射た、効果的な実践を行うには、実践の評価をより具体的に、厳しく行う必要があると考える。ボランティア活動の推進は何をやっても良いことだし、つながりづくりもそうだ。しかし、そこに何の効果を出すことを目的にその事業を行うのか、目的をはっきりしないと、何が実際に実現されたのかがよくわからなくなってしまう。「やることに意義」があるのではなく、何らかの成果を上げることが重要だ。その意味で今回の報告はその具体的な内容がわかりづらく、結果的に評価が厳しくなってしまった。そのあたりをさらに意識して今後の取り組みを進めてもらいたい。

【その他全体についてのご意見】

1. 一連の流れとして進捗度を評価するには

計画の進め方としては、第3期計画として、5年間(平成29年～令和3年)の一連の流れの中で、前年度挙げた"課題"や"対策"が果たして次年度、どのように対処し、或いはどのような策を打ち、どう評価し次にどう繋ぐか等、正に計画書のP53にある"PDCA"に則って進められるものと理解しています。

しかし、前年度の課題・対策に対して当該年度、全く触れられていない部署も見受けられました。解決先で未記載なのか、何らかの理由で軌道修正して未記載となったのか、事由を明記しないと一連の流れが頓挫してしまう恐れが生じます。当然のことながら、評価する上で前年度の資料と"にらめっこ"しながらの作業となるのは言うまでもありません。

そこで気になるのが、前年度の会議でも言及しましたが、当該年度、新たに委員になった人が評価するに当たり、少なくとも前年度の情報が分からないと評価しづらいということです。再考を切に願います。

2. 評価するための数値化の意義

目標を数値化しづらいところもある当該計画であることは重々承知していますが、可能な限り数値化しないと結果と評価が曖昧になります。まだまだ数値化可能な施策はあるはずですし、目標数値があるからこそ進捗管理がしやすく、現状を把握するのに大いに役立つはずです。何故なら遅延が明確になれば次の一手が早急に打てるからです。第4期の計画には是非、数値化の重要性を生かしてほしいです。

3. 目標を達成するためには

目標を達成するために数々の施策が施されますが、この委員会では施策に対する進捗管理と評価が主業務となっております。最も重要なことは、目標を達成するために阻害要因があれば解明し、対策を打つことでしょう。現場の皆様の苦勞を切に感じます。この委員会でも何かお役に立つことがあれば良いのですが。